

電力先物に係る月間物取引及び年度物取引への中部エリア追加について

2025年7月29日

株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、電力先物において、従来の取引対象エリアであった東京エリア・関西エリアに加え、中部エリアのヘッジ取引ニーズに応えるため、「電力先物に係る月間物取引」及び「電力先物に係る年度物取引」の取引対象に中部エリアを追加します。具体的には、それぞれ一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）における中部エリアのスポット取引の月間平均価格及び年度平均価格を対象とする取引とします。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 取引の仕組みについて (1) 取引の種類 (2) 取引対象	<ul style="list-style-type: none">取引の種類は、現金決済先物取引とします。取引対象は、次のとおりとします。a及びbに係る取引を「月間物取引」、c及びdに係る取引を「年度物取引」といいます。<ul style="list-style-type: none">a. 中部エリア・ベースロード電力にあつては、JEPXのスポット取引において取引される中部エリアの電力b. 中部エリア・日中ロード電力にあつては、JEPXのスポット取引において取引される中部エリアの電力c. 中部エリア・年度ベースロード電力にあつては、JEPXのスポット取引において取引される中部エリアの電力d. 中部エリア・年度日中ロード電力にあつては、JEPXのスポット取引において取引される中部エリアの電力各限月の取引の対象となる期間は、月間物取引は各月における1日から月末日までの1か月間、年度物取引は4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「年度」といいます。）とします。	<ul style="list-style-type: none">中部エリアとは、電力広域的運営推進機関が定める管轄制御エリアのうち中部エリアをいいます。ベースロード電力及び年度ベースロード電力とは、取引の対象となる期間の暦日における午前0時から午後12時までの間受渡しが行われる出力100キロワットの電気をいいます。日中ロード電力及び年度日中ロード電力とは、取引の対象となる期間の平日（平日は当社が指定します。以下同じ。）における午前8時から午後8時までの間受渡しが行われる出力100キロワットの電気をいいます。
(3) 立会方法 ① 立会の区分及び取引時間	<ul style="list-style-type: none">立会は、日中立会及び夜間立会に分ち、各立会の取引時間は次のとおりとします。	

項目	内容	備考												
<p>② 立会方法</p> <p>③ 売買注文の種類</p> <p>(4) 先物取引の期限等</p>	<p>a. 日中立会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付板合わせ：午前 8 時45分 ・ ザラバ取引：午前 8 時45分から午後 3 時40分 ・ 引板合わせ：午後 3 時45分 <p>b. 夜間立会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付板合わせ：午後 4 時30分 ・ ザラバ取引：午後 4 時30分から午後 6 時55分 ・ 引板合わせ：午後 7 時 <p>・ 立会方法は、売買システムによるものとします。</p> <p>・ 売買注文の種類は、指値注文、成行注文とし、当社が定める約定条件、執行条件及び有効期限等を付して行うものとします。</p> <p>・ 月間物取引はスタンダード・コンビネーション注文の対象とし、以下の商品間スプレッド取引を可能とします。</p> <table border="1" data-bbox="555 758 1507 1093"> <thead> <tr> <th>商品A</th> <th>商品B</th> <th>値段の算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東エリア・ベースロード電力</td> <td>中部エリア・ベースロード電力</td> <td rowspan="4">商品Aの値段から商品Bの値段を減じる</td> </tr> <tr> <td>西エリア・ベースロード電力</td> <td>中部エリア・ベースロード電力</td> </tr> <tr> <td>東エリア・日中ロード電力</td> <td>中部エリア・日中ロード電力</td> </tr> <tr> <td>西エリア・日中ロード電力</td> <td>中部エリア・日中ロード電力</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 月間物取引にあつては、以下のとおりとします。</p> <p>a. 取引の期限は、当月限（電力先物に係る月間物取引にあつては直近の限月をいいます。以下同じ。）を含む連続した24か月の各月とし24限月制とします。</p> <p>b. 取引最終日は、以下のとおりとします。</p> <p>(a) ベースロード電力：当月限が属する月の末日の前営業日</p> <p>(b) 日中ロード電力：当月限が属する月の最終平日の前営業日</p> <p>c. 新甫発会日は、取引最終日の翌営業日とし、日中立会から新甫限月の取引を開始します。</p>	商品A	商品B	値段の算出方法	東エリア・ベースロード電力	中部エリア・ベースロード電力	商品Aの値段から商品Bの値段を減じる	西エリア・ベースロード電力	中部エリア・ベースロード電力	東エリア・日中ロード電力	中部エリア・日中ロード電力	西エリア・日中ロード電力	中部エリア・日中ロード電力	<p>・ 売買システムは、J-GATE3.0 を利用します。</p> <p>・ 年度物取引にはスタンダード・コンビネーション注文はありません（商品間スプレッド取引は実施しません）</p> <p>・ 商品間スプレッド取引が成立した場合、成立したスプレッドに応じて商品 A 及び商品 B で約定が成立します。</p>
商品A	商品B	値段の算出方法												
東エリア・ベースロード電力	中部エリア・ベースロード電力	商品Aの値段から商品Bの値段を減じる												
西エリア・ベースロード電力	中部エリア・ベースロード電力													
東エリア・日中ロード電力	中部エリア・日中ロード電力													
西エリア・日中ロード電力	中部エリア・日中ロード電力													

項目	内容	備考
<p>(5) 取引単位及び呼値等</p> <p>① 取引単位</p> <p>② 呼値</p> <p>③ 呼値の単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 年度物取引にあつては、以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> a. 取引の期限は、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した2年以内の各年度とし、2限月制とします。 b. 年度物取引では、取引対象となる電力の種類にかかる建玉ごとに以下のとおりカスケーディングを行います。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 中部エリア・年度ベースロード電力の建玉 中部エリア・ベースロード電力の12限月の建玉 (b) 中部エリア・年度日中ロード電力の建玉 中部エリア・日中ロード電力の12限月の建玉 この際、カスケーディングされた建玉は、月間物取引の建玉に合算します。 c. カスケーディング前の取引最終日は、取引対象年度の前年度の3月末日から3営業日前の日とします。カスケーディング後の取引最終日は、カスケーディング後の建玉に基づき、月間物取引に係る12限月の取引最終日とします。 d. 新甫発会日は、カスケーディング前の取引最終日が属する年度の翌年度の4月1日（休業日にあたる場合は順次繰り下げる）とし、日中立会から新甫限月の取引を開始します。 <ul style="list-style-type: none"> • ベースロード電力1枚の取引単位は、取引の対象となる期間における暦日数×24時間×100キロワット時によって得られる電力量（kWh）とします。 • 日中ロード電力1枚の取引単位は、取引の対象となる期間における平日数×12時間×100キロワット時によって得られる電力量（kWh）とします。 • 年度ベースロード電力1枚の取引単位は、取引の対象となる期間における暦日数×24時間×100キロワット時によって得られる電力量（kWh）とします。 • 年度日中ロード電力1枚の取引単位は、取引の対象となる期間における平日数×12時間×100キロワット時によって得られる電力量（kWh）とします。 • 呼値は、1キロワット時（1 kWh）とします。 • 呼値の単位は、1銭とします。 	<ul style="list-style-type: none"> • 取引対象年度とは、年度ベースロード電力又は年度日中ロード電力の取引対象となる12か月の期間をいいます。 • ベースロード電力及び年度ベースロード電力の取引単位は、各限月の日数によって異なります。 • 日中ロード電力及び年度日中ロード電力の取引単位は、各限月の平日数によって異なります。 • 1ティックの金額はそれぞれの取引・限月によって異なります。

項 目	内 容	備 考
④ サーキットブレーカー幅等	<ul style="list-style-type: none"> サーキットブレーカー幅は基準値段を中心に上下8.00円とします。 基準値段は、前計算区域の帳入値段（新甫限月にあつては、当社がその都度定める取引開始日における基準値段）とします。 基準値段からサーキットブレーカー幅を加減して得た値段を上下限とし、当該値幅の範囲内において売買注文を受け付けるものとします。 	
(6) 立会の一時中断等	<ul style="list-style-type: none"> ① 立会の停止 <ul style="list-style-type: none"> 当社は、必要があると認めるときは、臨時に立会の開閉時刻を変更し、臨時に立会及び立会外取引の全部若しくは一部を停止することができるものとします。 ② 立会の一時中断（サーキットブレーカー） <ul style="list-style-type: none"> サーキットブレーカーによる立会の一時中断の対象外とします。 ③ 即時約定可能値幅等 <ul style="list-style-type: none"> 即時約定可能値幅（以下「DCB」といいます。）は、各限月に係る立会において、以下のとおり適用します。 <ol style="list-style-type: none"> DCBの基準となる値段から当社が定める即時約定可能値幅を加減して得た値段をそれぞれ上限又は下限とする値幅を超えて取引が成立する売買注文が発注された場合、当該値幅内における全ての注文の取引を成立させた後、立会を一時中断します。 前a.による立会の一時中断から一定時間経過後の対当値段が、基準となる値段から即時約定可能値幅の範囲外である場合には、立会を再開せず、対当値段に最も近接する当該即時約定可能値幅の値段に基準となる値段を更新し、再び一定時間、立会を一時中断します。 	<ul style="list-style-type: none"> DCBの基準となる値段は、各限月の取引において、同一計算区域における直近の約定値段（直近の約定値段がない場合は基準値段）を採用します。 即時約定可能値幅は、寄付板合わせは6.00円、ザラバ取引は5.00円、引板合わせは6.00円とします。 立会の一時中断時間は、原則として30秒間とします。
(7) 取引規制等	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、当社が規則に定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができることとします。 	
(8) 立会外取引等	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、当社が定めるところにより、電力先物に係る年度物取引について立会外取引、EFP取引及びEFS取引（以下「立会外取引等」といいます。）を行うことができるものとします。 立会外取引等の呼値の単位は、1銭とします。 	

項 目	内 容	備 考
(9) ギブアップ (10) 大口建玉の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会外取引等の申出価格の値幅は、立会における直前の約定値段に、前営業日の帳入値段に2,000%を乗じて算出した数値を加減した値幅とします。 ・ ギブアップを可能とします。 ・ 大口建玉の報告の対象とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会における直前の約定値段がない場合は、前営業日の帳入値段とします。 ・ 具体的な内容については、今後公表します。
2. 清算・決済 (1) 最終決済日 (2) 最終決済価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）が定める方法により行います。 ・ 月間物取引の最終決済日は、当月限取引最終日が属する月の翌月第1営業日とします。 ・ 年度物取引の最終決済日は、カスケーディング後の建玉に基づき、月間物取引に係る各限月の最終決済日（当該限月が属する月の翌月第1営業日）とします。 ・ 月間物取引に係る最終決済価格は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> a. 中部エリア・ベースロード電力は、JEPXスポット市場における、中部エリアプライスのベースロード（午前0時から午後12時）の対象期間（暦日）における各限月の月間平均価格 b. 中部エリア・日中ロード電力は、JEPXスポット市場における、中部エリアプライスの日中ロード（午前8時から午後8時）の対象期間（平日）における各限月の月間平均価格 ・ 年度物取引に係る最終決済価格は、カスケーディング後の建玉に基づき、月間物取引に係る最終決済価格とします。 	
3. その他 (1) 定率参加料 (2) ギブアップ手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中部エリア・ベースロード電力 売又は買1枚につき146円 ・ 中部エリア・日中ロード電力 売又は買1枚につき49円 ・ 中部エリア・年度ベースロード電力 売又は買1枚につき1,752円 ・ 中部エリア・年度日中ロード電力 売又は買1枚につき588円 ・ 中部エリア・ベースロード電力及び中部エリア・年度ベースロード電力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の東エリア・西エリアの電力先物取引と同額です。 ・ 既存の東エリア・西エリアの電力先物

項 目	内 容	備 考
(3) 清算手数料 (4) 情報開示 ① 相場情報 ② 投資部門別取引内 容	売又は買1枚につき15円 ・ 中部エリア・日中ロード電力及び中部エリア・年度日中ロード電力 売又は買1枚につき5円 ・ クリアリング機構が定める価格とします。 ・ 電力先物に係る四本値、取引高及び取組高などの相場情報については、月間物取引については、他の先物取引と区分し、年度物取引については、カスケーディング前は区分を年度物取引として公表し、カスケーディング後は月間物取引と合算して公表します。 ・ 投資部門別の売・買別の取引高及び取引代金については、月間物取引は、他の先物取引と区分し、年度物取引は、カスケーディング前は区分を年度物取引として開示し、カスケーディング後は月間物取引と合算して開示するものとします。	取引と同額です。 ・ 具体的な開示の頻度・方法は、他の先物取引と同様です。

III. 実施時期

2026 年度春頃（予定）とします。

以 上